平成２３年（フ）第１７６３号
大阪市大正区小林東３丁目10番５号　メゾンド森302号、前住所大阪市大正区小林東３丁目６番６号
債務者　永野　朋子（旧姓杉光）
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８５１号
大阪市北区松ケ枝町２番４号　ラ・フォーレ松ヶ枝町Ⅰ―201号
債務者　弘津　絵美
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９９８号
大阪市住之江区東加賀屋３丁目４番18号
債務者　唐井　克典
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６０７号
大阪市城東区諏訪１丁目２番22号　グローリア諏訪601
債務者　山星　千穂
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６３５号
大阪市城東区今福東２丁目15番30―606号
債務者　金子　浩士
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６６６号
大阪市東住吉区公園南矢田１丁目７番20号
債務者　碇　喜代美
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６９５号
大阪府東大阪市三ノ瀬１丁目８番20号
債務者　河田　晴美
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７２５号
大阪市城東区鴫野西２丁目４番21号　高山マンションＢ
債務者　白山　浩子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７３７号
大阪府箕面市坊島４丁目17番12号
債務者　上江味左子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７５７号
大阪市中央区高津３丁目15番10―1107号
債務者　日野　　滋
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８４７号
大阪市北区大淀南１丁目６番４―513号
債務者　宇江城美佐子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８４８号
大阪市城東区蒲生１丁目４番９号　マンション富士301
債務者　高嶋　友子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８４９号
大阪市住之江区御崎１丁目１番21―701号
債務者　光永　武郷
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８６０号
大阪府枚方市牧野北町９番18―106号
債務者　江見　平和
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８７４号
大阪市生野区桃谷４丁目７番７号
債務者　金城明善こと　金　　明善
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８８５号
大阪市西淀川区柏里１丁目８番７号　大谷マンション４Ｆ、前住所大阪市東淀川区大桐５丁目19番11号
債務者　岩井　陽子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８８７号
大阪府八尾市永畑町２丁目１番64号
債務者　岡本　長子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部